

議第43号

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定について

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月1日提出

京都市長 松井孝治

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(定期観光運送の旅客運賃等)

第7条 定期観光運送（道路運送法施行規則第10条第1項第1号イに規定する定期観光運送をいう。以下同じ。）に係る普通券による旅客運賃の額、料金、回数券及び定期券の利用の可否その他必要な事項は、第3条第2項、第3条の2第1項、第3条の3、第3条の4及び第5条の規定にかかわらず、管理者が定める。

第11条第1項第2号ア中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「旅客運賃」の右に「(第3号に掲げる旅客にあっては、定期観光運送に係る旅客運賃を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 京都市敬老乗車証条例の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、敬老乗車証は、京都市乗合自動車旅客運賃条例第7条に規定する定期観光運送においては、利用することができない。

#### 提案理由

新たに定期観光運送を行うに当たり、定期観光運送に係る旅客運賃の額等を管理者が定めることとする等の必要があるので提案する。